

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仲卸業者の財産又は業務若しくは会計に関する改善措置命令
概要	仲卸業者の財産の状況が中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合、当該仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第68条第3項及び第4項（昭和46年条例第40号） 中央卸売市場業務条例施行規則第58条第4項及び第5項（昭和47年規則第7号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>◎仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれにも該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることがあります。</p> <p>(1) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回つたとき</p> <p>(2) 連続する3以上の事業年度にわたり経常損失が生じたとき</p> <p>◎市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることがあります。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—